

平成5年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農蚕園芸局植物防疫課 おお かわ よし きよ
大 川 義 清

農林水産省は、昨年6月に、21世紀を展望した中長期的な視点から「新しい食料・農業・農村政策の方向」を策定、公表した。近年の我が国経済社会の動向を踏まえ、我が国農業、農村における自給率低下、農業就業人口の減少、過疎化、混住化の進行などを背景として、①可能な限り国内農業生産の維持・拡大と新鮮かつ安全な食料を適正な価格で安定的に供給、②農業経営に意欲と能力のある担い手の確保のため効率的・安定的経営体の育成、③農業の生産性の向上を図りつつ環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立・推進等の政策を強力に推進していくこととしている。

この方向に沿った具体的施策は、順次整備されることとなるが、例えば、経営体育成のための法制度の整備が今次通常国会に提案・検討される運びとなっている。

植物防疫行政については、土地利用型農業の大規模化、効率化が求められる中で、生産性向上に一層貢献するとともに、環境負荷の軽減に配慮しつつ進めていくことが肝要と考えられる。

平成5年度においても、これを重点として予算を計上し、一層の推進を図ることとしている。

特に、水質汚濁に係る農薬登録保留基準や、水道水質基準等の追加、改正に対応し、植物防疫行政としても、いわば「水質元年」と位置づけた的確な対応が必要となっている。

また臭化メチルについては、オゾン層保護の観点から、昨年11月のモンリオール議定書第4回締約国会議で規制物質とされたことから、その放出量削減の努力が必要となっている。

一方、厚生省では、一昨年来、残留農薬基準の大幅な見直し・追加の検討を進めてきたが、昨年10月末に、第一陣として34農薬の基準値が告示され、農林水産省ではこれに対応して、農薬安全使用基準の改訂等を行ったところである。今後ともおおむね100農薬を用途に、逐次追加設定される見通しである。現場の個々の農家にまで、安全使用基準の遵守の指導の徹底を特にお願する。

安定的でかつ効率的な農業生産の推進を図る上で、病虫害防除及びそのための農薬は不可欠と確信している。上記のような課題に一つ一つの確な対応を積み重ね、国

民・消費者に正確な情報を提供することと併せて、農業生産の安定及び効率性と環境保全への配慮とを両立させていくことこそが、国民の正しい理解と信頼を醸成していく最も近い道と考える。

以下に、平成5年度における植物防疫事業の進め方について、概要を示す。

なお、沖縄、奄美地方に生息していたミカンコミバエ、ウリミバエについては、特に重要な害虫として、寄主植物の移動を禁止するとともに、その根絶に取り組んできたが、本年秋には、八重山群島からウリミバエの根絶が達成される見込みとなり、我が国全土からミカンコミバエに続いてウリミバエの根絶という20余年にわたる大事業が完遂されることになる。多くの先達のご努力に感謝と敬意を表する次第である。

1 病虫害発生予察の拡充・強化

病虫害の発生状況を調査・予測し、その情報を迅速に関係者に提供する発生予察事業は、適時、的確で効率的な病虫害防除を進めるための基本であり、今後とも、病虫害防除所を中心とする都道府県のネットワーク体制の強化を図りつつ、発生予察技術の開発を図り、精度の高い予察に努め、所要の情報の迅速、的確な伝達に努めることとしている。

このため、5年度においては、地域の農業者自らが行うモニタリング結果等を活用して、地域ごとにきめの細かい病虫害発生予測を行うための「発生予察地域活用技術確立事業」について、年次計画により実施県を拡充して実施する。

また、「花き類病虫害発生予察実験事業」は過去2年間の調査技法開発の実績を踏まえ、発生予察法の実証と、異なった多様な環境条件下にも適用できることを旨としたモデル開発に取り組む「発生予察実証・高度システム確立」を加えて、拡充実施することとしている。

2 水質保全に配慮した農薬使用の一層の適正化

農薬の使用に当たっては、必ず農薬取締法に基づき登録された農薬を使用するとともに、安全使用基準等に定められた適用作物・適用病虫害の範囲、使用時期、回数、使用方法等を遵守するように指導しているところであるが、特に、残留農薬基準値の追加設定に対応した安全使用基準につき、内容の変更の周知に努める。

5年度においては、「農薬安全使用推進・啓発事業」に

ついて、年次計画により実施県を拡充して実施し、データに基づき適正使用を確認しながら適切な防除計画立案の推進を図るほか、消費者への啓発、情報提供を推進することとしている。

また特に、水系への負荷の軽減に関しては、昨年 5 月には環境庁から水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正が告示され、本年 4 月以降登録申請される農薬について順次基準値が定められ適用されること。また、昨年 12 月には厚生省が水道水質基準を改訂し、環境庁もこれを受けて、公共水域の水質に関する環境基準（健康項目）の改訂を行うこと等の事情にある。植物防疫行政としても、言わば「水質元年」と位置づけ、水質保全に十分留意して推進することが重要である。

このため、農薬を使用した圃場周辺の水質を調査することにより、環境や利水に及ぼす影響をチェックし、専門家による評価を行いきめ細かい適正使用を推進するための体制を都道府県に整備する「農薬水質影響特別対策事業」を実施することとしている。

また、近年、ホタル、トンボなど環境生物の保全に対する社会的関心が高まっていることに対応し、農薬検査所において、水系環境生物に対する影響に関する農薬登録検査手法の確立を図ることとしている。

3 多様な防除方法の確立・普及

病害虫や雑草の防除に当たっては、農薬使用の一層の効率化、適正化を図っていくとともに、耕種的防除法、生物的防除法、物理的防除法などの確立・普及を図り、化学的防除法と組み合わせた総合的な防除対応を進めることが重要である。このため、「高度防除技術推進特別対策事業」など関連事業の積極的活用を図る。

また、野菜等の土壌病害虫に対しては、作付前の土壌処理剤使用の効果が高く、広く実施されているが、一時に広域に使用される場合は、圃場、環境への負荷低減に極力配慮した対応が必要である。また臭化メチルについては、オゾン層保護の観点から、1995 年からその生産・使用を 1991 年レベルで凍結するなどの規制が、国際的に決められたところである。このため、産地内の個々の圃場の土壌病害虫やウイルスの発生状況を把握、マップ化し、それぞれの発生程度に対応して土壌処理剤及びその他の防除技術の中から適切な方法を選定・利用し、圃場、環境に配慮した合理的な防除を推進するための技術の確立を図る「環境保全型土壌病害虫防除技術確立事業」を実施する。本事業では、日本植物防疫協会に電頭を設置し、都道府県の依頼によりウイルスを同定し、現場の取

り組みを支援する体制整備も内容としている。

また、近年サル、イノシシ等鳥獣による農作物被害が多発していることに対処し、地域ごとの加害鳥獣や作物の種などの実態に応じ、先進的な防止対策技術を導入した効果的な被害防止対策の確立、定着を図る「鳥獣害防止新技術確立実証事業」を実施することとしている。

航空防除は、生産コストの低減、労働力不足の補完等に優れた特性を有し広く利用されており、今後ともその特性を活かした利用が期待されているところであるが、近年における混住化の進展、健康・安全指向や環境保全に関連して各地で問題提起がみられ、円滑な実施に困難を生じてきている。従来から、地域住民への周知・理解、実施地区の適正な設定、飛散が少なく効果的な新技術の開発、導入等に努めてきたところであるが、5 年度には、「航空防除安全推進緊急対策事業」を新たに実施し、航空防除実施後の大気中の農薬濃度を実測し、農林水産航空協会から公表された大気中の農薬の安全性の目安となる濃度の指針値に照らして解析するなどにより、航空防除の安全性を緊急に実証し、危被害防止に一層配慮した航空防除の推進を図ることとしている。

4 輸出入植物検疫の的確な推進

輸出入植物の検疫に当たる植物防疫所については、輸入植物の増加傾向、地方空港における国際便の開設、増便などに対処して、近年人員の増加が進められてきたが、平成 5 年度においても関西国際空港の平成 6 年開港への対応など 19 人の増員と、横浜植物防疫所業務第三課の新設等の組織整備が認められている。

ガット・ウルグアイランドにおける植物防疫の議論については、国際基準との調和を尊重すること、科学的根拠に基づく限りにおいて国際基準より厳しい措置を講じ得ること等が合意案として固まっており、科学的、技術的に適正に実施する上で特段の支障を生じることはないものと認識している。

植物防疫所では 5 年度から、オゾン層保護に貢献する観点から、臭化メチルの放出削減を図るための「植物検疫消毒新技術緊急開発事業」を新たに実施することとしている。

また、果物をはじめとする日本の優秀な農産物を海外に輸出する場合、輸入国における植物検疫上の規制解除のための防除法や消毒法等に係る技術開発を、引き続きウンシュウミカン及びリンゴ等落葉果樹について進めることとしている。